

公益財団法人登米文化振興財団 基本財産規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人登米文化振興財団（以下「この法人」という。）の財政の調整を図り、もってその健全な運営に資するための基本財産を定義するものとする。

(基本財産の定義)

第2条 基本財産は定款第5条に基づく別表第1に記載されたものとし、理事長はこの法人の貸借対照表及び財産目録にその額を記載し、毎年度、評議員会及び理事会に報告しなければならない。

(積み立て)

第3条 基本財産には、次の各号に掲げるものを積み立てることができる。

- (1) 当該年度の予算で定める額の範囲内の額
- (2) 一般寄付金品

(管理)

第4条 基本財産に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処分)

第5条 基金から生じる収益は、当該年度の予算に計上する。

(処分)

第6条 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供するときは、この法人の定款第5条2項の規定に基づかなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。